

令和4年3月28日付けで公表しました「令和4年度欧州プロモーション現地レップ業務委託」企画提案コンペについて、質問がありましたので回答します。

質問1

あくまでも弊社が契約・実施主体で、現地拠点として弊社のグループ会社と連携する場合、「共同事業体協定書兼委任状」は不要という理解でよろしいでしょうか。

もしメディア部分だけ他の会社と連携する場合も上記書類は不要でよろしいでしょうか。

回答1

貴社が契約・実施主体ということであれば、どちらの場合も、「共同事業体協定書兼委任状」は不要です。

質問2

業務仕様書の2ページのウ 富裕層向けのセールス（4社以上）の箇所で、「フランスについては必ず1社以上とし、アと同様、訪問方式を原則とすること。」とありますが、訪問方式をマストとするのは、フランスについてのみという理解でよろしいでしょうか。

回答2

ご理解のとおりです。